

秋成の「私」の説について

飯倉, 洋一
九州大学大学院 (修士課程)

<https://doi.org/10.15017/12066>

出版情報 : 語文研究. 50, pp.43-51, 1980-12-01. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

秋成の「私」の説について

飯 倉 洋 一

は じ め に

本稿は上田秋成の「私」の説について考察・検討しようとするものである。秋成における「私」の概念は、秋成の思想を考える上できわめて重要な意味を持つものと思われる。秋成が「私」の否定を主張したことは、従来の論者一致して認めるところだが、「私」を否定する以上、秋成にはその根拠となるべき思想的基盤、換言すれば「公」に相当するものがあつたと考えられよう。とすれば、「私」の説の検討を契機として、そこから彼の思想の核心にあるものを探り当てることができると思われる。ただし、本稿においては、紙幅の都合上、さしあたり秋成における「私」の概念とその内実を「公」との関わりを通して明らかにすることに主眼をおき、そこから発展して論ずべき後の思想的基盤そのものについての具体的な考察は、別の機会を俟ちたいと思う。

秋成が人間の私心や私智を世に種々の弊害を生ぜしむる元凶と考え、「私」を否定していたことは、彼の著作につけば明白である。ところが、その一方で、秋成は「私」を肯定するかの如き発言をしている。それは彼の仮名遣否定論をめぐる村田春海とのやりとりを収めた「胆大小心録」四・五の^{註1}記事にみえる。この「私」の肯定の言説から、秋成の「個我」を容認せんとする意識^{註2}をひき出そうとする見方が中村博保氏等にある。例えば中村氏は、秋成の中には「私」を否定せねばならないという近世的な信念体系があつたと同時に、逆に積極的に個我を主張せんとする意識もあつたと説かれる^{註2}。このような見解の背後には、近世という時代の制約を多分に受けながらも、なお近代人的な思维様式を持ち、自我に目覚めていたというが如き秋成観があるのかもしれない。しかし、否定的に用いられた「私」の概念を十分吟味した上で「胆大小心録」の記事を再考すれば、筆者には、秋成が「個我」を容認し、主張せんとする^{註2}意味にお

いて「私」という言葉を用いたとは思われない。従って、そこに近代性を見出すこともできない。その具体的な分析は後述することにするが、さしあたって重要なのは、従来、当時の意識としてはあまりにも当然すぎるが故に詳しく検討されることのなかった、秋成の否定的概念としての「私」の内実を明らかにすることであろう。

秋成が否定的概念として明いた「私」は便宜上二つに大別して考えることができる。第一に政治倫理上の問題としての「私」であり、第二に学問上の問題としての「私」である。政治倫理上の問題としての「私」とは、例えば「王臣時をうかがひ、世乱るゝは、君の上に聖仏ありと民思ひて、上をあなどり、おのゝ私意をかまふ」(茶癡醉言。但し傍点筆者。以下引用文の傍点はすべて筆者の付したものである。)とか、「崩御の後蝦夷が私して後宮宝の皇后を御位に登し奉る」(史論)等という「私」である。これは「天下をとつて代る」(胆大小心録書おきの事)に代表される政治の私物化を意味しており、この場合、前提されている「公」に相当するものは、不可侵なる「天下」である。次に、学問上の問題としての「私」とは、簡単に言えば、文献解釈上の恣意的なからいの意味する。この場合、政治倫理上の「私」とは違って、何が「公」に相当するものとして前提されているのかは明確ではない。ただはじめに断わったように、この区別は便宜的なものであって、「私」を為す時、そこに悪しき人智がはたらくということは両者に共通して言えよう。筆者は以下において、主として学問上の「私」の説を考察、検討していくことにより、秋成の思想の核心への接近を試みたいと思う。

秋成は自らの学問の対象に古典を選んだ。そこで、まず、古書を読むにあたっての基本的姿勢が表明されている文章により、秋成の否定した「私」とは何かという問題を考えていくことにしよう。秋成は「史論」に、

陶淵明云ふ、書を読みてしひて解き得ん事、吾は求めず、羲皇一画を引きし始に解説あらざ、文王、周公是を演べて文象をなし、孔子是に辞を繋けて致らしむに做ひ、書典ことゝ解をつとむとて、私を加へいにしへの伝へ有るが如くに云ふは、なべてさかしき人の心なり。其大意を会して詳なる事を索めざれとぞ、弦無き琴をかいさぐりて趣を知られしと云も是なり

と述べている。すなわち陶淵明の読書の態度に倣って、書を解くには大凡の意味を把握すればそれで十分だとし、それ以上の詮索解釈を「さかしき人」の「私」として否定するのである。また、同じく

『史論』に

兩伯陽茶話に云ふ、神代一卷不レ可三以不ニ尊重一、然遼瀾奥幽弗レ究而可也、人欲レ求ニ其的確一、可レ謂無識ニ矣、寔に知らるまじきをあなぐり求むるは愚学也。其人必ず私を専らとして古伝と唱ふるを、前にうちかかしこみて聴く雅き人こそあれ、あまねく是をうなづかんやは。

と、雨森芳洲の言説に同意し神代不可知論を唱えている。この説を知った時、彼は「是はきこえた」と大いに納得、共鳴し、「しらぬ事に私はくはえぬ」ことにしたという(胆大小心録五)。「しらぬこと」を強いて解こうとすると「私に煩ふ」ことになるのは、万葉

集の歌の解釈においても言える。

此集をよむ人たゞく一歌ひと言をも解きえんとては、是は此字の訛りなりなど、おのが私ごころに力を入れて補ひわざるをさて見れば、詞のすぢやうく^レに聞えたるのみに、よき歌に改まるにもあらず、多くは鶏肋とかの例にて、味も無き者を我読み得たりと誇りたるは、世のしれ人と云ふ類にこそ（史論）彼の万葉注釈書「金砂」八にも「解きわづらへば私を云事、才学の人^注の煩ひ也」とみえ、あくまで「私」の弊を説いている。以上の諸説により、学問上の「私」の否定の意味するところが大凡明らかになつたと思われる。ここで、「私」を為すのが「才学の人」であるということに留意しなければならぬ。

「才」と「智」に関して秋成は、「才は花なればもろくちり、実は智にて利益あるから、人を損害するなり。西土にても智者と云は必悪臣なり。」（胆大小心録一五七）と述べ、又「智者才子ほどわたくし多し」（異本胆大小心録）と言う如く、決していい意味では扱えていない。確かに「才の清、智の濁」（茶癖醉言）という表現に典型的なように、「才」を好み「智」を嫌っていたという面はある。しかし、いづれにせよ「才智」が世に弊害を与えるという認識があつたことは、「中古以来文才進み、智略驗きは即国家美を倍すの弊なり」（安安言）と述べていることから明らかである。ところで、秋成の学問観を示す代表的な見解は「神代がたり」にみえる。

すべて学文といふ業はいつくの国にても精細にあらぬは自然の理也。よく行くべきにあらず。行き合すは人の智の工なり

右の学問観から、秋成の否定した「私」の概念を考えてみよう。

「私」とは「才学の人」のなすさかしらとして規定された。しかし、それがなけにゆえに否定されねばならなかつたのかということの論理的説明は付されていなかった。しかし、もし「自然の理」なる思想的根拠が大前提として秋成にあつたとすれば、「私」とは、この「自然の理」に背反するものであつた訳である。「知らぬこと」や「解き得ぬこと」があるのは、秋成にとつて、人智の限界であるというよりは、むしろ「自然」なあり方と言ふべきなのだ。図式的に言えば、秋成の学問における「公」対「私」は、「自然」対「人智」という関係に置き換えられよう。

三

次に、これまで考察してきた「自然」に背反する「私」の否定という秋成の基本的命題が、彼の諸学説において、具体的にどのような展開されているかをみていくとともに、さしあたり「才学の人」のさかしらと規定された「私」の概念についても更なる分析を試みていきたいと思う。

まず、本居宜長との国語音韻論争を取りあげてみよう。論争の全容は「呵刈霞」前篇にあたる「上田秋成論難同弁」によつて知ることが出来る。論争の成立経緯、内容、今日的意義等については諸先学^注の研究に譲り、ここでは音韻論争そのものより、その背景にある秋成の思维構造に照明をあててゆきたい。「上田秋成論難同弁」は全十六条から成る。論争は上代における「ん」音の存在の有無、半濁音正不正等を中心に展開されるが、その口火は第二条から切られる。

〔秋〕古の人の言語にんの音なしといふは、私の甚しき物也。神風を加牟加是と読へしと教へむに云々

〔宣〕私の甚しきとは何事そや、古の例証にもよらず、理もなき事を、己かまゝに定めていはむこそ私ならぬ(下略)

両者が論争の発端において、相互に相手の説を「私」という同じ言葉で批判しているのは暗示的で、逆に両者の抛って立つ思想的基盤の相違をそこに窺うことができる。それが明瞭に顕われている例として第八条のやりとりを挙げてみる。秋成が

所詮書に依りて眼は千歳をわたれ共、耳は是に従ふことあたはず、さるを書に依て説を立、文字ひとつの正しく、御国の言にあたるや否やをしらず、字のみに付て自然の音を不正とし、いふは如可、彼悉曇家にはうとむとの中間にんの勻あるを不正とはいはざる由也、由て思ふに、言霊のうへの事は、口舌に随ひて定むべし、口舌に随ひて定むるを私意臆説など云は、返て漢土魂の字字者とかいふへきものぞ、音声の委しきは悉曇家に過たるはなし、彼を以て漢土又御国の音勻を説んも悉くには当るへからず、其悉くにあたらぬか自然にこそあらぬと主張するのに対して、宣長は

さて難者の、書によりて眼は千歳にわたれ共、耳は是に従ふことあたはずといへる、まことに耳は千歳の上にわたりにて上古の音を聞くことあたはずといへとも、幸に仮字といふ物有れば、眼を以て是を得べし、抑眼の得る所は耳の聞所に及はずといへ共、上古の音今耳に聞べき由なければ、仮字によりて得るより外の術なし(中略)然るに今難者仮字を信せずして、たゞ己か口舌を以て上古の音を定めむとするは私の甚しき物なり

と論駁、秋成の発想を頭から否定している。確かに、国語学的見地から言えば、秋成の説は論ずるに足るものではない。しかし、「私」の否定の根拠たる「公」とは何かという問題になると、右の条のやりとりが示唆するところは大きい。音韻について考えるとき、秋成は八実際におこなわれている発音√から出発し、宣長は八文献にあらわれた文字(仮字)√から出発する。秋成の経験に即した素朴な発想は、音韻変遷の事実を無視したものと批判されても仕方がない。しかし、筆者は、先に見た秋成の学問観がここに如実に反映していることに注目したい。秋成にとってこの音韻論争は、根本のところでは「私」という問題に大きく関わっている。宣長が文献主義を規範意識(公)に、秋成の説を「私」として排斥したのに対し、秋成の宣長批判は何を根拠としているのか。傍点を付した部分に注目すれば、それはやはり「自然」である。ここでは秋成の考えたところの「自然」な言語現象ということになろう。

例えば「ん」音について、

○御国の単に出る言には、んの音有へきにあらずといはむに、御国にも上よりの連声に随ひて、自然にんの音あるを其に然るべき字を仮わづらひて、牟爾毛等の音の方弗たるを用ひて、其唱るには活用して咏嘆せしならむとは、ひたすらに思はるゝ也、

(第二条)

○さるを一字にては一定の字なき故に、武牟舞等の音を仮て、其活用には上よりの連声にて自然の開口に随ひ、む共ん共呼べき也。それを悉くむとのみ唱へむには、開口の妙用、文字のたみに活動することあたはず(第三条)

等の言述がみえる。秋成は「ん」が人間の発するごく自然な音とし

て上代にも存在したと考えるのである。

半濁音については、その正不正が議論されているだけに、一層注目される。先引した如く、秋成は「字のみに付て自然の音を不正としもいふは如何」（第八條）と述べている。宣長が「皇国の音声言語の万国にすくれて正しき」（第十四條）と断言し、皇国清音絶對主義を唱えるのに決して賛同しえなかつた。清音であれ濁音であれ、発音された音は「自然の音」であり、これに正不正を持ちこんで論じようとする宣長の規範意識こそ、秋成にとっては「自然」に背反する「私」に他ならなかつた。

○一大世界九臟の如く區別分置したる物なれば、一旦他國を掠略得たりとも、終に吾有に非れば、亦離れて自然の分置に復るべし（安安言）

○海をさかい、山をへだて、衣服、食味、言語すべて分別也。これをしたがへりとも不朽の事とも思はれず（胆大小心録）

という如く國の存在を相對的に認識していた秋成にとって、自國の發音のみを正しいとする主張は到底容認しえぬ「私」であつた。

「才學の人」のさかしらである「私」の最も忌むべき様相は、このように「自然の理」に對する「人為の理」としてあらわれる。秋成の「私」の否定とは、究極的な意味において、このような人為的規範の否定であつたと言つても過言ではなからう。

四

「自然」に背反する「私」||人為的規範の否定は、秋成の國語學的著作「靈語通」仮字篇において一層明瞭な形であらわれてくる。

秋成はこの著作において「契沖の説にも又定家仮名遣にも拘はるべからずとする一種の仮名遣否定論」を展開するのだが、その學說の基調は要するに「法則」||「私」という主張である。その學說の内容は「言語文字の研究の一つたる帰納法を無視したもの」と評されて致仕方なく、同時代においてさえほとんど顧みられなかつたが、それだけに秋成學問の性格を解明する重要な鍵を隠しているとも考えられる。

秋成はまず「仮名用ひと云法則は後に未熟者の私に立し者にて、御國の言語の妙用をおしたはむるものにこそありけれ」と結論づけた「或御説」を冒頭に掲げ、これに賛同する立場から論を進めていく。すなわち、「すべて法則は國々の便宜につきて立たる人巧の私物」であり、仮名の法則もまた「才識の士の力行たる」結果作られたものだから、「古書の中におきて大凡違な」く見えるが「猶局外より見れば致らぬ所の隈々有」る。それは法則が「元來自然の事理にあらず」るからであると言う。また言語現象に関する様々な議論は所詮「局中の義論」にすぎず、「しばらく無法にかへりて、自然の妙用をさと」るべきだとも主張する。言語が「自然」のものである以上、その中に規範を持ち込んだり、人智で解釈しつくそうとすべきではないという論理である。

ところで法則の意義をめぐつて秋成は次の如く言う。

今や万葉卷の書をよみて、國語を学ばぬ儒士の言語と一画をえひかぬ童僕の口に出るとは、法則に由ずして義も通じ用をなせるを思へば、未熟なる今古の法則に自然の言語の妙用を推勘むるこそ有けれ

このように法則の實際的効用を否定しながら、彼は法則を完全に否

定するわけでもない。実はその存在意義を認めているのだが、それに縛られ、自由の風を失うことを恐れた。たとえば、

竊に思へらく、何等の道にも技芸にも、法則なくては有べからず、其法則一旦成て後は、是に由を識者とするから、その識者は此法則の局中に在て論議すれば、いかほど眼識を博むるとも、自然の妙用には違ふべし、学者力めて義論をまうけ、後進をまどはずにいたる、

と言ひ、また、

或人の山水を絵かく論に、琴子有法之極帰於無法」といへるは、ひとり画法のみならず、万芸皆然るべし、音韻言語の学も、一旦法則に入て、然後は其局を出てこそ自然の理義は覺るべけれ、且自然の妙用をあきらめて後は、復有法に入て事をするべきは、人みな是を推いたゞけば、おのづから言通はする便宜となる故もあれば也

と述べている。すなわち、法則はそれなりに必要だが、それが「人巧の私物」である限り、そこにどまっていたは「自然の理義」を覺ることができない。法則とはあくまで便宜的なものにすぎず、むしろそこから脱却することこそ肝要だと言ふ。

私も仮に古則に依りて事は記せども、本は無法と心に置きて、さて有法に従ふは芸技の威儀に備ふるのみ。万芸すべて法無くては見聞に耐へず、仍て自然に私して、容止威儀をつとめ、法式を備へて、是に依るを事とす（史論）

右もやはり同趣旨の主張であるが、ここで殊に注目すべきは、便宜的に「有法に従ふ」ことが「自然に私」することだという明言である。筆者はこれまで秋成における「自然」対「私」の關係を分析的

に論じてきたが、この「自然に私して」という一句は、まさに秋成の意識の中に「自然」対「私」の対立が確立していることを明白に示している。

規範否定の論理は、歌論における式目批判にも貫かれている。秋成は上古の歌を、

そのかみは人の心すなほにて、云出る言もあからさまに心まめまめくしく、姿しらべもゆたけて、男はますら雄だち、をみなもとめさびして、後の世のこまやかにさかしき手ぶりにはたがへりき（金砂一）

と讚美した。そのような歌を詠むことができるのは、古人が「万の物天つちのおのづからにつきて詠」（金砂一）ずるから、換言すれば自然のままに歌うからである。しかるに、後世、技巧を知るともに歌は「さかしき手ぶり」になる。さらに季感季語等を定めて法則に縛る結果、自由さを失い、まごころのない歌になってしまうとも言っている。

一とせを四段に切たち、又十二月にきざみなしつづ、其境こえさせじと、関の戸さしかためたらんは、いとも心せばく、天つちにもたがへるさかしわざなりけり。天にも道ありて、四の時々寒暑温涼のうつりゆく、是に育てられおひたつ物の、おのれくはさる法にや繋がれおらん、文書歌よむ人ばかり、私ごゝろなる者はあらかしとぞ思ふはいかに（金砂一）

これらの約束の設定は「天つちにもたがへるさかしわざ」であり、才学の人「私ごゝろ」であるという批判だが、「史論」に、更に敷衍して述べる。

文かき歌よみては、法無きいにしへの事用ひまじく云ふとも、

物皆おくれさいたつありさまを、今のうつつに見ずてやあらん、法は芸技の威儀なれば、道々に法なくてはあるべからずといへども、又其法に繋がれて居くづまりたらん、かたはら目にはいとをかきしれ人とやあさむべき、李笠翁の絵を論ぜしに、有法の極は必ず無法に帰るといひしぞ、心ある人の論定なる、しかれば始より法なくては、道々のしるべたどくしければ、先づ法に入りて是を心におきて後、ふたたび局外に出でこそ、万のわざはまあくしからね

長きを引用したのは、李笠翁の画伝を引き、究極的に「無法」をよしとする右の論が、先にみた仮名法則批判と全く同一の論理、文脈でおこなわれていることを示すためである。

以上述べてきたところから、さかしらとしての人為的規範こそが、秋成が最も否定しなかった「私」であったこと、またその「私」の否定の根拠として、「自然」にしたがうという思想的基盤があったことが、ほぼ明らかになったと思う。

五

最後に、「胆大小心録」における「私」の肯定という問題を検討しておこう。既に述べたように、秋成の「私」が論じられる場合、むしろこの「私」の肯定が注目され、秋成の△個性主張の意識√の根拠とされてきた。しかし、秋成が「私」に対して肯定的発言をしているのは「胆大小心録」の当該記事以外になく、その唯一の説も、実は「私」の肯定と呼ぶには適しくないと考えられる。まず本文を掲げよう。

○仮名づかひはなかつた事を書きあらはして魚臣が木にゑらせし也。江戸の春海の翁は、「とかくに学問に私めさるよ」と言ひこせしかば、答へ云ふ。「わたくしとは才能の別名也、堯が舜に天下をゆづりしはよき私也。蕩が「網の三隅をのぞきて、一隅をえん」と云ひしは、私の始なり。周が天下を治めて、姫氏は四十二国を立て、殷の跡は宋一国を立てしは、聖人も私をせられし也。此私が名目となりて、奪ふて代るを禪位といふよ。書典をとく事は有るまじき業なれど、世久しくなりては、言語

たがひ、文字にも仮借転注など云ひて、たとへやら何やらをいふてとく事じやが、それはよし、此便りに我が思はくをくはへてかしこげ也。陶淵明云ふ。「書は其いふ所の大意をよみ得たるにて、其餘はしれぬ事は其儘にしておけ」といひし。絃のかけたらぬ琴をかいなで、「趣をのみ知りて遊びし」と云ふと同談也。此ことわりよし」。(下略) (胆大小心録四)

○(前略)又師がいひし事にも肯せられぬ事どもありて、本かへりて見たれば、大かたに心得らるゝやうなるが、猶しれぬ事は、陶淵明のおしやつたにつきさしおきぬ。或人云ふ。「しいてしれぬ事をしらんとするはかへりて無識じや」とぞ。是は聞えたとおもふて、しらぬ事に私はくはへぬ也。(中略)独学孤陋といへど、其始は師の教へにつきて、後々は独学でなければと思ふより、私ともいへ、何ともいへ、独窓のもとに眼をいたため考へて見れば、どうやら知れぬ事も六七分はしれたぞ。(同、五)

傍点を付した部分が「私」の肯定ととれる発言である。これらは春海の批判に対する居直りの発言とも目されよう。しかし、まず確認しなければならぬのは、春海と秋成のいう「私」の語義に相違

がないかどうかであろう。春海が「とかくに学問に私めざるよ」と批判したのは、「靈語通」に向けてだが、「靈語通」とは智者の「私」を排斥することを一貫して主張した著作だった。少なくとも、この場合、二人の「私」の語義は異なっていると考えなければならぬ。これは、例の『呵劉歆』音韻論争と同じ事情で、規範・法則を「公」とする立場に拠るか、逆に「私」として否定する立場に立つかという思想的基盤の相違に還元される。言うまでもなく、春海は前者、秋成は後者である。ところで、秋成はこの発想の相違をよく知っていたと思われる。「わたくしは才能の別名也」以下の彼の応答は、そのためにあらためて「私」を定義しなおしてみせたものとして解釈できる。「才能」という言葉が決してよい意味で用いられていないことは、前述の秋成の才智観から明らかだし、「天下をゆづ」という「よき私」も、結果としてよかつただけのことであり、そのような私案自体は決して肯定していかない。かえって、聖人の「私」が名目となって禪讓殺伐の革命思想が生まれたと言う。「胆大小心録」の異本、「書おきの事」には、「堯が舜にゆづり、又更にゆづるもよい事ながら私也。」とあり、やはり「私」自体は否定的概念であることを示している。以下に続く言述も、秋成の「私」の否定の命題に全く即した主張であることは説明を要すまい。「書おきの事」では、「私」の例として孔子の儒教倫理を挙げ、「東家の久兵衛どのも聖教を立て、自然の人情にたがふべし」と述べているが、結局ここで言及されている「私」とは、「自然」に背反する「私」の否定という秋成の基本的立場に矛盾しないものと言える。

もっとも秋成には学問がそれ自身のうちに「私」（秋成の語義における）を内包したものであるという認識はあったろう。法則を使

宜的になら認めるといふ発言からもそれは窺える。しかし、その認識を短絡的に肯定と決めつけるのは早計にすぎよう。「わたくしとは才能の別名也」といい、「わたくしせぬ人、智者にも才士にもなし」（書おきの事）という表現は、その認識の表明であるとともに、それゆえに「私」の排斥が課題となる秋成の立場を示すものと考えられる。

秋成は春海の用いた「私」という語をとらえ、これを主題化することによって学問のあり方を論じ、「私」という語を安易に用いた春海の批判の言を空虚なものにしてしまった。「私ともいへ、何ともいへ」という秋成の言葉は、これまた決して「私」の肯定などではなく、空虚化した春海の「私」を承けて応えたものである。それゆえに、春海への反論として効果的であった。

なお、ここで看過できないのは、秋成の独学主義の表明である。独学を標榜し、これを「私ともいへ、何ともいへ」と結んでいるところから、△個我の主張▽なる説も当然予想される。しかし、「其始は師の教へにつきて、後々は独学でなければ」という論法は、先に挙げた「一旦法則に入て、然後は其局を出てこそ、自然の理義は覚るべけれ」（靈語通）という有法無法の論と全く同一の論法だといえる。とすれば、独学主義の根拠となっているのは△個▽の意識というよりも、「自然」を求める態度だと言った方が妥当ではあるまいか。

以上の分析から、いわゆる「私」の肯定の説が△個我の主張▽を意味しているものではないばかりか、実は「私」という語が肯定的概念でさえないことが明らかになったと思う。念のため申し添えておくならば、秋成の小説観が、個性を尊重したものであることが既

に先学によって説かれているが、本稿で扱っている「私」の説はこの領域外のものである。しかし、少なくとも秋成の小説観における個性の尊重の論拠を、「胆大小心録」の記事に求めることだけは無理だと言えよう。

おわりに

以上述べてきたことをまとめると、

- 1、秋成における「私」は否定的概念である。
- 2、「私」とは人智あるいは人智による規範である。
- 3、「私」を否定する根拠（公）にあたるものは「自然」である。の三点に要約される。

残された大きな課題は、それでは秋成における「自然」とは何か、また「自然」を基盤とする思想が、当時のいかなる思潮の影響下に形成されたかという問題である。既に真淵国学や、それに影響を与えた老狂思想との関連などが説かれているが、秋成のいう「自然」の概念がいまひとつ明確でないために、かなり論じにくいテーマになっているようである。例えば、筆者の考えるところによれば、秋成は「自然」の概念に相当する意味あいである「あめつち」とか「天理」という語を用いている。その使い方は一面から見れば無定見とも言えるが、それだけでは片づけられないものがあるようだ。このように厄介ではあるが、放置できない根本的問題を考察していくうえで、予備的段階に本稿は位置する。先学諸賢の御教えを乞う。

注

- 1、番号は「日本古典文学大系」本に従った。
- 2、中村博保「上田秋成の思想と文体」(一)(二)「日本文学」昭37・3、8)
- 3、この考え方は、末備の「天理の公、人欲の私」に通じる儒教的なものだと言えよう。
- 4、この芳洲の言説（「懺悔茶話」下）は、秋成の度々引用するもので、「日の神論争」における重長批判の一論拠にもなった。
- 5、文献に私意を加えるのを戒めるのは、古文学派等、当代の文献主義者に共通の認識であった。たとえば荻生徂徠は、「書翰の儘済し候而我意を少し申候得ば古人の意は明に候」（徂徠先生答問書）と述べ、しかく秋成の場合、徂徠のように「古人の意」を求めるために私意を排するという趣旨ではなく、むしろ「古人の意」を究めること自体に限界があると表明する。このような主張が秋成の学問に迫力を欠く原因と見られるのか、彼の学問は「あそび」「なぐさみ」と称されることがある。しかしながら、秋成には古書一般に対する懷疑精神が実は存する。すなわち、村上夫皇時代の回祿の際、大方の古書は敢て焼くし、その後は恣意的な補充がおこなわれたから、現存する古書はほとんど原形を留めていないという見解である（安安言、金砂、史論、胆大小心録）。秋成が古典研究に手を染めながらも、古書の中に何かを求めようとする執着に乏しかったのは、かかる合理的な考え方に基いている。
- 6、福永静哉「秋成と宣長の論争」（「女子大国文」第三二号）、高田衛「『阿刈腹』論争の形成過程試考」（「上田秋成年譜考説」所収）、大久保正執筆「本居宣長全集」（筑摩書房版）第八卷所収「阿刈腹」解題。
- 7、秋成はハ行転呼音を半濁音と呼び、宣長もその誤用を指摘しつつ、秋成の用法に従って論争している。
- 8、橋本進吉「上田秋成の言語通と徳川宗武の仮名遣説」（「文字及び仮名遣の研究」所収）
- 9、仮名法則私法論は秋成の持説であり、「冠辞考統紹」「櫛の袖」「史論」等に繰り返し説かれる。
- 10、木枝増一「仮字遣研究史」、第六章「異流仮名遣」。
- 11、秋成は仏教の本義を「有を棄て無に帰す覚悟を修す」（史論）ことだとしているが、これも有法無法の論に通じる。

附記 本稿は、昭和五十五年九州大学国語国文学会において発表したものを基にして成った。